

群馬地方最低賃金審議会委員の辞職に伴う補欠委員候補者の推薦に関する公示

群馬労働局一般公示第2号

群馬地方最低賃金審議会の労働者を代表する委員1名から辞意の表明があったため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、群馬地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合は、下記「群馬地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和7年6月5日

群馬労働局長 上野 康博



記

群馬地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和7年6月25日

(3) 推薦書の提出先

群馬労働局労働基準部賃金室

（前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階）

別 紙

令和 年 月 日

群馬労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

群馬地方最低賃金審議会

{ 労働者代表
使用者代表 }

委員の候補として下記の者を

内諾書添付のうえ推薦します。

記

ふり 氏 がな 名	生年月日 年齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴
	年 月 日 歳		
勤務先電話番号			
電子メールアドレス			
自 宅 電 話 番 号			

内 諾 書

群馬労働局長 上野 康博 殿

令和 年 月 日

住 所 (〒)

氏 名

私は、群馬地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを
内諾します。

履歷書

令和 年 月 日現在

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
所属団体及び 役 職			
所 属 団 体 所 在 地 及 び 電 話 番 号			
携 帯 電 話 メールアドレス			
最 終 学 歴			
職 歴（記入しきれない場合は、適宜別紙を用いても可）			

国家公務員法

(昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号)

(欠格条項)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、
官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十一条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 [日本国憲法](#)施行の日以後において、[日本国憲法](#)又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者